

令和7年4月1日から、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用が開始されました。

通常の営農行為のうち

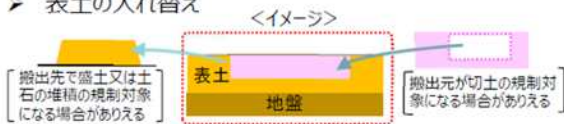
1m超の表土の補充は許可 または届出が必要となります！

1. 通常の営農行為とは？

- 農地等の通常の営農行為は、土地利用のために土地の形質を維持する行為（下図参照）であり、原則、盛土規制法の規制対象外です。

土地の形質の維持に該当する行為（通常の営農行為）
→規制対象外

- 耕起、代かき、整地、畝立て
- けい畔の新設・補修・除去
- 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入
- **表土の補充 ※1**
- 表土の入れ替え



- 農業用暗きょ排水の新設・改修
- 樹園地における樹木の改植
- 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）

※1：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令8条10号ロを踏まえて都道府県等が定める値を超えないもの（都道府県等が値を定めていない場合は盛土の規制対象規模未満のもの）（熊本県HPから引用）

表土の補充を行う場合は？

- 通常の営農行為のうち地盤面の標高差が1m超の表土の補充は、許可または届出が必要になる場合があります。

盛土規制法に関する
ことはこちら！



熊本県HP

2. 許可または届出が必要になる営農行為とは？

- 農地等の土地の形質を変更する行為（下図参照）は、許可または届出が必要になる場合があります。

土地の形質の変更に該当する行為
→盛土等の規模によって規制対象※2

- ほ場の大区画化・均平・勾配修正



- 盛土を伴う田畑転換
- 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備
- 農道の整備



- 農業用施設用地の整備

※2：土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事（省令8条1号）は許可不要工事

営農行為に関するお問い合わせは、農地等の所在する市町村農業委員会に相談しましょう。

- 通常の営農行為に関するお問い合わせ先
熊本県農林水産部農村振興局農村計画課
農地農振室農地班
☎096-333-2375
- 盛土規制法に関するお問い合わせ先
熊本県土木部建築住宅局建築課
盛土対策室
☎096-333-2555